

権利擁護の中核的なセンターの必要性

— 「弱い立場に置かれがちな人たち」の権利擁護実践のあり方—

相談支援

- ・相談支援（虐待対応含む）
- ・障害認知受容
- ・コミュニケーション支援
- ・家族（友人）の関わり等

《担う機関・団体》

- 基幹型包括支援センター・
- 地域包括支援センター（高齢）
- 総合相談情報センター・
- 基幹相談支援センター（障害）
- 民生委員児童委員会
- 校区福祉委員会
- 行政（保健福祉総合センター等）
- 社会福祉協議会 等

生活支援

- ・福祉サービス
- ・金銭管理
- ・経済的保証
- ・見守り支援
- ・医療的ケア 等

《担う機関・団体》

- 保健福祉総合センター
- 社会福祉協議会
- 介護保険施設・サービス事業者
- 障害者支援施設
- ・サービス事業者 等

いきいきとした生活

弱い立場に置かれがちな人たち

（認知症高齢者・知的障害者・精神障害者 等）

あたりまえの生活

自分らしい生活

安心な生活

法的支援

- ・成年後見制度
- ・債務整理
- ・虐待救済
- ・財産管理 等

《担う機関・団体》

- 家庭裁判所
- 成年後見人
- 等
- 専門職（弁護士・司法書士等）
- 権利擁護サポートセンター

【権利擁護とは】

- ・権利擁護とは、自己の権利を表明することが困難な高齢者や障害者などの権利やニーズの表明を支援、代弁し、その実現を図ることをいいます。
- ・権利擁護の実践には、相談支援、生活支援、法的支援があり、そのすべてを一つの機関が行うと、管理・思い込みの側面が強くなり、効果的な支援（権利擁護）にはなりません。
- ・権利擁護を実践するにあたっては、相談支援、生活支援、法的支援のそれぞれを、独立した機関が連携して実施していくことが理想的です。

今後、認知症高齢者等の増加や、障害者の地域移行により、相談・生活・法的支援に対する需要が増加する一方、法的支援を担う機関等は十分ではなく、支援機能を強化するために、権利擁護サポートセンターの設置が必要です。